

桂川町農業委員会第1回総会議事録

1 開催日時 令和6年4月10日（水） 午後4時00分～

2 開催場所 桂川町役場 3階 会議室

3 出席委員 10名

正議長	藤 春 郁 夫	5	藤 川 房 信	最 適 化 推 進 委 員	
副議長	原 中 輝 司	6	高 嶋 征 敏		
1	池 部 稔	7	山 邊 俊 明	1 2	金 田 幸 久
2	野上伸太郎	8	神 崎 宏 昭	1 3	平 塚 重 義
3	竹 本 貞 男	9	中 嶋 和 幸	1 4	樋 口 重 徳

4 欠席委員 2名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議 案 第1号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (2)議 案 第2号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (3)報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (4)そ の 他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 横 山 龍 一
係 長 藤 木 秀 臣
書 記 原 田 海 世

7 会議の概要

事務局	ご起立をお願いします。 只今より令和6年度第1回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。 (会長あいさつ)
議長	只今より令和6年度第1回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中10で定足数に達しておりますので総会は成立しております。4番 林英明委員 10番 原中壽委員 11番 久保正隆委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
会場	(異議なし)
議長	それでは議事録署名委員を1番 池部稔委員、9番 中嶋和幸委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。 議案第1号 桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。関連がありますので、報告事項第1号の農地法第18条第6項の規定による届出についても併せて事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書に基づき説明】
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。
神崎委員	利用集積計画の2ページ。1行目 ○○ 7行目 ○○を検索したら、○○はキノコを生産している会社で、○○に関しては廃棄物リサイクル業なのですが、借りた土地に関してはどういう使い方をされるのか聞かれていますか。
事務局	○○ですが、今回から農業参入ということで、耕作できない地域に対して農業のサポートをする会社で、新たに定款に盛り込んでいる会社です。

今回は土居 2 の方で、所有者の〇〇さんとの利用権という形になりますが、こちらについては、水稻をする計画が出ています。場所は善光会館の隣になります。それとは別に飯塚市の方でも、高齢化が進んでおり農業を担うという事で昨年 1 2 月 利用権の設定を結んだばかりです。他にも中屋区との堺に土地があり、どなたかに貸したいとの考えで〇〇は飯塚市にありますので、飯塚市に提出しています。5 年度から新規にスタートした会社です。

〇〇 委員 農業の手伝いはどこまでされるのでしょうか。

事 務 局 新規参入で始めたばかりですから、監視をしていくことになると思います。

〇〇 委員 利益を確保するという事であれば、懸命にされると思いますが。懸念はあります。

〇〇 委員 〇〇は 3 年ですが、下の方は 1 0 年です。
畜産関係もチェックが必要ではないでしょうか。

〇〇 委員 〇〇は施設か何かを建てられるのでしょうか。

事 務 局 先ほどの合意解約の中の〇〇さんと利用権を設定していた〇〇さんは、〇〇の従業員であり、キノコ類を栽培しておられました。地権者の〇〇さんは認定農家でしたが、農業をやめておられます。ハウスのみ残っていたので、〇〇さんがその後、キノコ類を作っておられました。ですから実績はおもちです。事務局としては 1 年とか 3 年の契約をするより、『契約をすれば、後で合意解約はできます』というところで契約の手間を省略化させる為に敢えて 1 0 年という契約を推奨しています。

議 長 皆さんが言われるように、注意をしてみないといけないと思いますが、宮若に土木関係の会社が現在 3 5 町くらい田を作っているという事です。農閑期には土木をし、農繁期は農業をしていて、業績は良いとの事です。地域計画もありますので、個々の力では難しい所があります。我々が心配するのは、土地を取得して転売されることです。

〇〇 委員 私共の水利組合の中にもあります。以前 〇〇さんが耕作していた田を〇〇が耕作するようになりました。下流の田にどのような影響があるか、話をしたことがあります。『決して迷惑をかけません』という事でしたが。

	サケの養殖はどうなって言いますか。マスの養殖も始められるのでは。
事務局	事務局としては、『周りから常に見られています。管理はキチンとしてください』と言っています。
〇〇委員	農業委員会は以前から力がない。力がないから止めたりできないという話がありました。目を光らせても止められない現状があります。株式会社が参入すれば規模が大きくなってくるとはではないですか。
議長	確かにそうです。国の方も、緩和はしているが、行政指導は厳しくなっています。それでも直らなければ〇〇させるという話が出ています。
〇〇委員	決定ではないですね。
議長	はい。すぐには出来ないと思います。
〇〇委員	参入は直ぐに出来ていますから、スピードは同じ様に合わせて頂かないと。
議長	我々 農業委員も田を勝手に〇〇して作っているという例が結構あります。地元の人には気づかず、私がたまたま気づいて会議にかけました。そういう事で事前に止めたら、それから先はダメという話になって停止することができました。そういう事もありますから、農業委員、辞められた農業委員にもお願いはしています。自分たちが見ていかないといけません。監視をお願いします。今の企業の話は、自分たちもみていきますので、良い方向に進めていくために皆さんにも協力をお願いします。
事務局	〇〇の話ですが、元々は行政区で、高齢化が進んでいる中、新たな力を借りないと出来ないという事で、区長から新規参入している会社があるという話を頂きました。そこから『自分の所でまずはやって頂こう』という事になり、そこで3年の契約で始まっている所があります。もし、これでダメという事であれば行政区としても そこにはお願いできないという事になると思います。参考までに。
高嶋委員	〇〇さんの所にいってあります〇〇さん。 自分の田にハウスを建てる予定ですが、申請を出しているか尋ねたところ、提出したとは言っていました、今会議では何も書いてありませんが。出してはいないのでしょうか。

事務局 まだです。

高嶋委員 提出しているものと思っていました。

議長 どちらの話ですか。

事務局 ○○の息子さんです。今年から新規参入する方です。

議長 先ほどの企業の新規参入については、皆さんにも目を光らせて貰って、何かあれば事務局に届けてください。

よろしいですか。なければ採決したいと思います。議案第1号桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 全員賛成ですので、議案第1号桂川町農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号桂川町農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議長 議案第2号の所有権移転について何かありませんか。

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号桂川町農用地集積計画の決定(所有権移転)について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第2号①の桂川町農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

議 長

ありがとうございました。
ここは、九郎丸で非常に作りにくい所ようです。

神 崎 委 員

隣で一緒に耕作してくれないかという事でお願いしましたが、面積とか周りの地域の相場からすると、高く買われたら今後 困ると思うので、『それなりの値段でお願いします』とは言いました。

事 務 局

補足です。〇〇さんが買われます。何故 この価格かというとは2年ほど前に別の〇〇さんという方の農地を購入されています。〇〇さんはどちらも同じ年にご主人を亡くされています。奥さんは農業未経験者で、どなたかに購入してほしいと思っていた時に〇〇さんが『購入しましょう』という流れになりました。その時に金額に少しイロを付けて購入され、同じ〇〇さんという事で今回もほぼ同じにしたという経緯があります。

議 長

ほかはよろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号②桂川町農用地集積計画の決定(所有権移転)について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号②桂川町農用地集積計画の決定(所有権移転)は原案のとおり決定いたしました。
続きまして事務局よりその他事項をお願いします。

事 務 局

その他事項
(1)農地の台帳登載届について
(2)令和6年度の農事連絡長・水利組合長名簿について
(3)活動記録簿の提出について
(4)その他

次回の総会は5月10日金曜日に行います。以上を持ちまして桂川町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人

議事録署名人